

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス：国務院、「所得分配改革案」のガイドラインを公表

2月5日、国務院は『収入分配制度改革深化に関する若干意見』（以下「意見」と略）を承認した。同意見は、所得格差の是正を図る所得分配改革のガイドラインと見られ、国内外で注目されている。意見では、「都市・農村の発展格差や個人所得格差は依然大きく、グレーな収入や不法所得の問題が目立ち、一部大衆の生活は比較的困難」と認識した上で、改革の目標、主要措置などを明確化した。本稿では、意見の要点を紹介するとともに、その背景及び問題点などについて簡単に触れてみたい。

改革案の要点

主要目標

- 住民所得の倍増：2020年までに都市・農村住民の1人当たり実質所得を2010年の2倍とする。
- 所得格差の縮小：都市・農村、地域間と個人間の所得格差を縮小し、貧困扶助対象者を大幅に減らし、中所得層を持続的に拡大し、「オリーブ型」の分配構造を形成する。
- 所得分配秩序の改善：合法所得を保護し、高すぎる所得を合理的に抑制し、隠れた所得を規範化し、違法所得を断固として取り締まる。
- 所得分配構造の合理化：個人所得が国民所得分配構造に占める割合、労働収入の第1次分配における割合、社会保障・雇用など民生支出が財政に占める割合を引き上げる。

第1次分配体制を引き続き改善

- 中低所得従業員の賃金の上昇を促進：2015年までに多数地域の最低賃金基準を当該地域の都市従業員平均賃金の40%以上（現行が35%）に向上する。賃金団体交渉の妥結率80%を達成する。
- 国有企業高層管理者の報酬管理の強化：一部高所得業種の国有企業を対象に企業賃金総額・賃金水準の2重抑制策を厳格に実施し、業種間の賃金格差を縮小する。国有企業内部の所得格差を縮小させ、高層管理者の報酬の伸びは、企業従業員の平均賃金の伸びを下回らなければならない。
- 2015年までに中央企業利益の上納比率を現行の10%から15%に引き上げ、増加部分の一定比率を社会保障等民生支出に用いる。

第2次分配体制の健全化を加速

- 社会保障・雇用など民生改善の強化：「3公経費」（公費出張・公用車・公費接待）の予算を厳格に抑制し、経費の使用状況を全面的に公開する。2015年までに、社会保障・雇用の財政支出に占める割合を現行の10%を12%前後に引き上げる。
- 個人所得税の調節の強化：高所得層向け個人所得税の徴収・管理と処罰措置を整備する。外国籍個人が外資企業から取得した株式配当所得・債券利子所得に対する個人所得税免除等の税制優遇措置を取り消す。
- 不動産税の改革・整備：個人住宅向け不動産税の試行範囲を拡大する。資源税の課税範囲を拡大し、その税負担水準を引き上げる。適当な時期に相続税の導入を検討する。
- 基本養老保険制度の整備：都市従業員基本養老保険の省レベルでの統一的企画を全面的に実施

し、2015 年までに基礎養老保険の全国的な統一企画を実現する。

- 医療保険システムの健全化の加速：都市住民の基本医療保険と新型農村合作医療の保険給付水準を引き上げ、都市・農村住民の基本医療保険制度を整合化する。

農民所得の増加を促進

- 農民の家庭経営収入を増加させ、農業補助制度を健全化する。農民の土地請負経営権の流通を許可し、譲渡収益の取得を確保する。土地のキャピタルゲイン収益に占める農民の分配比率を向上させる。農業移転人口の市民化を推進する。

所得分配秩序の形成を推進

- 所得分配関連分野の立法を加速し、賃金以外の所得を整理・規範化するとともに、幹部の所得管理の強化、税外収入の厳格な規範化により、違法所得を取り締まる。

改革案を公表する背景

1. 労働収入の割合が低く、家計が国民分配に占める割合も低下傾向

中国では、国内総生産に占める家計の分配割合が徐々に低下する傾向にある。2000-2008 年の政府・企業・家計 3 セクターの所得を分析すると、第 1 次分配における所得の全体に占める割合は、企業が 25.3%と 2000 年より 6.3 ポイント上昇したが、政府は 17.5%と同 0.2 ポイント下落し、家計では 57.2%と同 6.2 ポイントの大幅下落となった。又、第 2 次分配における 3 セクターの割合変化では、政府が 17.5%から 21.3%へと 3.8%ポイント増加したが、企業と家計はそれぞれ 3.7%ポイントと 0.1%ポイントの低下となった。つまり、第 2 次分配の移転支払による住民セクターの所得改善は実現されていない。さらに、年間平均伸び率をみると、家計セクターの第 1 次分配と第 2 次分配における伸び率は 14.4%と 14.3%と、いずれも政府と企業セクターの伸びを下回った（図表 1）。

【図表 1】中国国民所得分配構造(2000-2008)

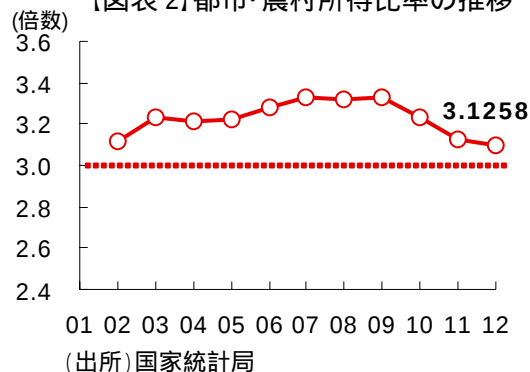
年度	政府セクター				企業セクター				家計セクター			
	第1次分配 (億元)	割合(%)	第2次分配 (億元)	割合(%)	第1次分配 (億元)	割合(%)	第2次分配 (億元)	割合(%)	第1次分配 (億元)	割合(%)	第2次分配 (億元)	割合(%)
2000	17,298	17.7	18,916	19.2	18,576	19.0	16,355	16.6	62,127	63.4	63,252	64.2
2001	19,994	18.5	22,298	20.5	21,822	20.2	19,035	17.5	66,252	61.3	67,438	62.0
2002	22,798	19.1	25,236	21.0	24,197	20.3	21,631	18.0	72,102	60.5	73,305	61.0
2003	26,183	19.4	30,060	22.0	28,292	20.9	24,867	18.2	80,700	59.7	81,707	59.8
2004	27,007	16.9	31,216	19.3	37,471	23.5	33,755	20.9	95,109	59.6	96,514	59.8
2005	32,405	17.4	37,637	20.0	43,098	23.2	39,016	20.8	110,306	59.4	111,235	59.2
2006	38,924	17.9	47,140	21.4	50,360	23.2	43,663	19.9	128,238	59.0	129,047	58.7
2007	49,007	18.3	59,389	22.0	63,102	23.6	53,386	19.8	155,654	58.1	156,576	58.1
2008	55,388	17.5	67,974	21.3	79,871	25.3	69,006	21.6	180,970	57.2	182,430	57.1
平均伸び率	15.8%		17.5%		20.2%		20.0%		14.4%		14.3%	

(出所)人民銀行「中国金融穩定報告(2011)」

2. 都市・農村所得格差を初めとする格差が深刻

中国の所得格差については、地域間、業種、個人間など多分野で存在しているが、中でも都市・農村の所得格差が最も深刻となっている。統計局のデータによると、2012 年の都市住民の 1 人当たり可処分所得は 2 万 4,565 元だが、農民の 1 人当たりの現金収入は 7,917 元と、その格差が 3 倍以上となっている。ここ数年、農産物価格の上昇や農村からの労働者の最低賃金引上げなどを受けて、都市・農村所得格差は 2009 年をピークに低下傾向にあるものの、依然として警戒線の 3.0 を上回った高水準で推移している（図表 2）。

【図表 2】都市・農村所得比率の推移



都市・農村所得格差以外にも、例えば、業種間の所得格差も大きい。人的資源・社会保障部の労働給与研究センターが2011年に公表した『中国給与報告』では、業種間の格差はすでに15倍に拡大したことが示され、更に2007年の企業管理層と農村からの労働者の所得格差が4,553倍になった極端な例までも挙げられている。報道によると、2008年の石油、電力、通信、煙草など独占業種における従業員の人数は全国のわずか8%を占めるに過ぎないが、所得総額は全国従業員所得総額の約60%となっている。又、都市部個人間の所得格差については、統計局のデータで示されたように、2010年の高所得層上位10%と低所得層下位10%の所得格差が1988年の7.3倍から23倍に拡大しており、所得格差の解消は一刻の猶予もない課題となっている。特に最近、役人が職権濫用や収賄などを通じて多くの不動産を購入した「房叔（不動産おじさん）」、「房姐（不動産姉さん）」に対する告発が頻発している状況から、マイホーム実現の夢がますます遠のく一般の民衆の間で、所得格差に対する不満が高まっていることが窺えよう。

3. ジニ係数

1月18日、国家統計局は9年ぶりに所得格差を示すジニ係数を公表した。同係数は2003年の0.479から2008年の0.491まで上昇したが、2009年から徐々に低下し始め、2012年には0.474になっている（図表3）。市場では「数値が低すぎる。実態を反映したものか。」と疑問視する声が多い。これに対して、同局は「富裕層は調査を拒否する場合があるため、所得の把握は不十分」と説明している。とはいえ、0.474の数値は国際警戒線の0.40を超えており、隠れている「グレーな収入」¹の部分を計算に入れば、同係数はさらに拡大すると見込まれている。

図表3：中国のジニ係数

年度	ジニ係数
2003	0.479
2004	0.473
2005	0.485
2006	0.487
2007	0.484
2008	0.491
2009	0.490
2010	0.481
2011	0.477
2012	0.474

（出所）国家統計局

・難産の方案とその不足点

所得格差の課題を解決するため、中国政府は2004年から所得分配改革法案の策定に取り組み始め、草案が2010年と2011年に2度国務院に提出されたが、承認されず検討が継続されてきたが、その後も2012年6月の公表予定期限が10月に、さらに12月に延期された経緯がある。既得権層からの抵抗が相当激しいことが主因といわれているが、8年間の論争を経て今年2月に改革案がようやく公表された。その後、国務院は『所得分配制度改革重点工作の担当に関する通達』を公表、改革案で掲載された各措置に対応する具体的な担当部門を指定しており、改革措置を徹底しようとする意図が読み取れる。

改革案の内容については、具体策が乏しく、所得制度改革のガイドラインに止まり、実効性が疑問視される、方案に掲載された目標数値が少なく、提示された数値についても水準が低い（例えば、中央企業収益の上納比率目標値の15%は世界平均水準の30%より遥かに低い。又、財政支出に占める社会保障・雇用支出の割合を12%前後に引き上げるとしているが、中進国の平均水準（20%）を下回っている）など、不十分な部分が多いと指摘されている。ただし、所得分配改革は「中長期的な課題」²として、抜本的な改善には土地制度、戸籍制度及び国有企業・金融改革など関連する政治・経済体制の改革、乃至は社会保障メカニズムの構築までが必要とされる。今回のガイドラインの公表は、所得分配改革の切口として、今後の一連の改革の展開につながることを期待されている。3月上旬に開催予定の两会（人民代表大会、政治協商会議）で発足する新政権下での進捗には引き続き留意していきたい。

三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部
中国調査室 胡柳

¹中国改革基金会国民経済研究所の王小魯副所長が執筆した『グレーな収入と国民収入分配』によると、2008年の中国における「グレーな収入」総額は5兆4,000億元に上っている。

²温家宝首相は1月15日に、「中長期的には、所得分配改革を真剣に検討しなければならない」と表明しており、市場では所得分配制度改革を後回しにする可能性を示唆しているのではないかとこの見方も出ている。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

春節期間中の小売売上高 前年比 14.7%の増加

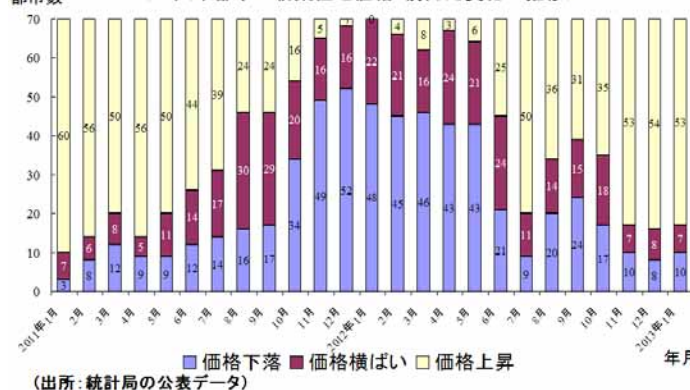
商務部の15日の発表によると、今年の春節の連休(2/9～15)中における全国重点観測小売店・飲食店の売上高は前年比+14.7%と、過去5年間で2009年の+13.8%に次ぐ低い伸び率にとどまったものの、金額ベースでは5,390億元と5年来の最高額を記録した。今年の消費の特徴を見ると、バレンタインデーが春節期間中にあった為、宝飾品類の売上が前年比+38.1%と増加が著しく、また、デジタルカメラ、携帯電話、タブレット PC、一眼レフカメラ等の電子製品の売上が好調だった。食料品、衣類は総じて穏やかな伸びを示し、食料品同+9.8%、飲料品同+11.2%、衣類同+6.3%、靴・帽子同+7.5%となっている。一方、昨年12月に共産党幹部に対する儉約令が出されたことで、高級飲食店、高級食材の売上の落ち込みが顕著となり、同部のサンプル調査によると、北京市、上海市、寧波市の高級飲食店の売上はそれぞれ前年に比べ▲35.0%、▲20.0%、▲30.0%の大幅減。また、高級食材のうち、ツバメの巣・アワビ類の売上高は同▲40.0%、フカヒレは同▲70.0%と激減した。高級白酒の価格も前年に比べ▲30%前後下落している。儉約ムードを受け、大晦日の夕飯や友人との会食では庶民的な食事が人気となったり、食べ残しによる浪費を防ぐため、盛り合わせ形式やボリュームを半分に減らしたメニュー等、適量サイズを提供するレストランも現れたという。

【産業】

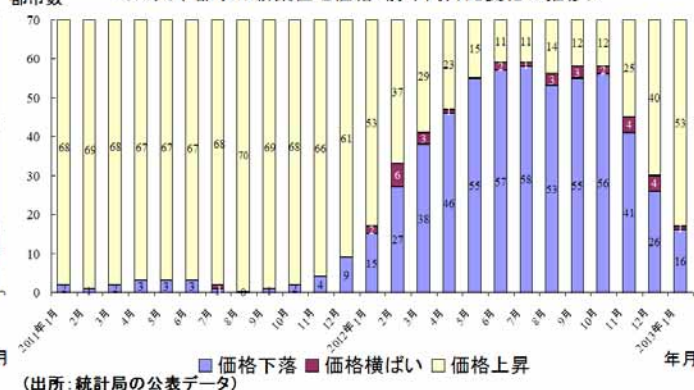
1月の70大中都市の住宅価格 53都市で前月上昇

国家統計局は22日、1月の70大中都市不動産価格指数を発表した。新築商品住宅で価格が前月上昇した都市は70都市中53都市となり、前月の54都市から減少したものの、引き続き全体の7割を超える都市で価格の上昇が観測された。価格が最も上昇した都市は深圳市で前月比2.2%の上昇、その他、北京市同+2.1%、広州市同+2.0%、上海市同+1.3%となっている。また、対前年同月比でも価格が上昇した都市数は前月の40都市から53都市に増加しており、住宅価格の上昇傾向が窺える。なお、中古住宅の価格で前月上昇した都市数は前月の46都市から51都市に、対前年同月比でも前月の25都市から36都市へと、いずれも増加した。

都市数 <70大中都市の新築住宅価格：前月比変化の推移>



都市数 <70大中都市の新築住宅価格：前年同月比変化の推移>



【貿易・投資】

1月の対内直接投資 前年同月比 7.3%減少 8ヶ月連続でマイナス

商務部は20日の定例記者会見で、1月の対内直接投資(実行ベース)が前年同月比▲7.3%の92.7億米ドルとなり、8ヶ月連続で前月比減少したことを明らかにした。一方、新規に設立された外資企業数は前年同月比+34.3%の1,883社と大幅な増加となった。投資国・地域別では、日本からの投資が前年同月比▲20.0%の6.4億米ドル、米国が同▲20.0%の2.7億米ドルと大幅に減少するなか、EUは同+81.8%の8.2億米ドルと高い伸びを示した。業種別では、サービス業が前年同月比▲9.8%の40.3億米ドル、製造業が同▲5.8%の44.3億米ドルと、サービス業の下落幅が製造業を上回った。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2013.02.18	6.2350	6.2350~6.2445	6.2427	0.0102	6.6422	-0.0683	0.80506	0.0013	8.3229	-0.0258	2.7800	2534.52	-11.34
2013.02.19	6.2434	6.2412~6.2454	6.2443	0.0016	6.6845	0.0423	0.80527	0.0002	8.3358	0.0129	2.9100	2494.53	-39.99
2013.02.20	6.2428	6.2372~6.2429	6.2376	-0.0067	6.6802	-0.0043	0.80440	-0.0009	8.3692	0.0334	2.9500	2509.36	14.83
2013.02.21	6.2427	6.2381~6.2433	6.2405	0.0029	6.6840	0.0038	0.80454	0.0001	8.2735	-0.0957	3.0000	2434.64	-74.72
2013.02.22	6.2422	6.2328~6.2434	6.2351	-0.0054	6.6802	-0.0038	0.80388	-0.0007	8.2456	-0.0279	3.1000	2422.30	-12.34

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトLOOK

~対ドル基準値の元安誘導を予想するも下値は限定的~

今週の中国人民元は 6.24 挟みの推移が続いた。春節休暇明けとなる 18 日、中国人民銀行は対ドル基準値を休暇前 8 日の 6.2793 と比べてやや人民元安水準となる 6.2816 へ設定。以後、基準値は週を通じて 6.28 台で設定され、22 日には 6.2871 まで切り下げられた。市場における人民元高圧力も低下しており、これまでのように一日の許容上限近くまで上昇する場面はみられなかった。また、短期金融市場における人民元の流動性も改善。休暇前には人民元需要の高まりを受け、レボ金利 7 日物は一時 4%台を示現したが、今週は 2%台後半を中心とした推移が続いている。

中国商務省が 15 日に発表したデータによると、春節期間中(9 日~15 日)の全国の重点観測小売店と飲食店の売り上げは前年比 14.7%の増加となり、2012 年の同 16.2%から鈍化した。これは 4 年ぶりの低水準となる。景気減速を受けて賞与が減少した企業が多かったほか、習近平総書記が打ち出した綱紀粛正方針の一つである「俟約令」を受け、高級ホテルや高級食材などの売上が大幅に減少したことが響いたとみられる。一方、庶民的な食事を扱う飲食店やレジャー施設は活況であったようだ。また、バレンタインデーと重なったこともあり金銀製ジュエリー・アクセサリーが前年比 38.1%と大幅な伸びを記録している。こうした消費者の購買力向上は、2013 年の経済運営方針で課題の一つに挙げられている「内需の拡大」において重要なポイントになってくるとみられ、今後の動向に注目だ。

足もとでは FOMC 議事録等を受けてドルが上昇しており、対ドル基準値はやや人民元安に設定されよう。もっとも、以前よりは弱まってきたとはいえ市場における人民元需要は依然強い。下値余地も限られ、来週の人民元は現水準を中心とした推移になるろう。

(2月22日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。